

2019年度東京理科大学における自己点検・評価の実施方針

2019年3月29日

自己点検・評価委員会

東京理科大学大学質保証推進委員会で策定した「2019年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針」を受け、以下の通り2019年度における自己点検・評価の具体の細目、実施体制等を以下の通り定める。

1. 自己点検・評価実施の前提となる内部質保証の方針

学則第2条の2、大学院学則第1条の2の規定、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCAサイクル」という。）

また、このPDCAサイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。と定めている。

2. 実施組織

自己点検・評価を実施する組織は本学、及び本学を構成する学部、研究科、教育支援機構、研究推進機構、国際化推進機構、学生支援機構、その他関係事務局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間と実施スケジュール

2019年度自己点検・評価の評価対象期間は、2019年4月1日から2020年3月31日とする。なお、2020年度の大学機関別認証評価の受審を考慮し、別紙のスケジュールに基づいて自己点検・評価及び報告書の作成に取り組むこととする。

4. 評価項目

2020年度に大学機関別認証評価を受審することから、公益財団法人大学基準協会が明示する10の大学基準及び点検・評価項目に準じることとする。なお、大学基準協会が明示する“評価の視点”に本学独自の視点を加えることで、より本学に即した現状説明と長所・特色を示すことのできる内容とする。

また、「基準2：内部質保証」は、認証評価において重視して評価される項目であることから、自己点検・評価の最重要項目に位置付けるとともに、基準2以外の基準についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこととする。

5. 実施、及び取りまとめ

自己点検・評価委員会は、自己点検・評価の基本方針、及び実施方針（細目）に基づき、本学における自己点検・評価の実施、及び各部局の自己点検・評価活動を取りまとめ、報告書、改善事項一覧を作成する。

各部局においても自己点検・評価の基本方針、及び実施方針（細目）に準じて、自己点検・評価を実施し、報告書を作成する。

6. 根拠に基づく実施

自己点検・評価は、検証に必要な情報（データ）や記録等に基づいて行い、その根拠は必ず保管するとともに、報告書にはどのような根拠に基づいて自己点検・評価を実施したかを明確に記述することとする。なお、参考として実施方針（細目）に各点検・評価を実施する際の指標となる本学における方針、根拠等を明示する。

7. 調査の実施

自己点検・評価を行うにあたり、本学を構成する各部局の状況を改めて確認することが必要な場合、自己点検・評価委員長から依頼（特定調査）を行うこととし、各部局は定められた期限までに必要な情報を回答する。

8. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 2018年度の報告書において「問題点」に記述した“改善を要する事項”について、その対応を検討し、改善計画を作成の上で改善活動を行うこと。また、2019年度の報告書には対応内容と結果（改善が完結していない場合は途中経過）を現状説明に記述すること。
- (2) 各部局は、学科・専攻等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこととする。
- (3) 自己点検・評価に際しては、主観的な評価だけでなく、外部からの意見等、客観的な評価等を取り入れることとする。